

令和3年8月30日

第15回総会議事録

長岡市農業委員会

第 15 回総会議事録

- 1 日 時 令和3年8月30日（月曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター5階 5B会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第27号 農地法第3条の許可申請について
議案第28号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第29号 農地法第4条の許可申請について
議案第30号 農地法第5条の許可申請について
議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 3 報告第5号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (15名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主事 土田 まりあ、
主事 山際 賢也

開 会（午後1時57分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を
務めていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)
これより第15回総会を開きますが、新型コロナウイルスの感染防止の
ため、委員の数を限定して開催しております。
出席予定の委員のうち、欠席届が議席番号23番、田中豊委員から提出
されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足
数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
- 議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございますが、私において、2番、

吉川委員、15番、中村委員を指名いたしますので、よろしく願います。

日程第 2 議案第27号 農地法第3条の許可申請について

議長 これより日程第2、審議に入ります。議案第27号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は6件でございます。

1番から5番は売買による所有権移転、6番は贈与による所有権移転であります。

以上につきまして、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第27号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第28号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第28号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書の5ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の1件であります。

1番、来迎寺の田畑について、石油及び天然ガス採取施設敷地として

一時転用する許可を受けていた件であります、このたび令和13年9月24日まで期間を延長するものであります。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第28号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第29号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第29号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の1件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において8月23日までに現地確認を実施しております。

1番、下条町の畑について、車庫建築敷地として利用するものであります。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に上組小学校と宮内白ゆり幼稚園があり、かつ沿道に上水道及びガス管が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第29号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第30号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第30号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の9ページ、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域6件、中之島地域2件、三島地域2
件、小国地域1件、栃尾地域1件、計12件であります。

1番から4番につきましては同一の計画になりますので、一括してご
説明いたします。撰田屋1丁目、撰田屋町の田畑について、施設管理用
地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、
許可日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は撰田屋町
集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満
の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地
と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、
許可できるものであります。

5番、小国町武石の田について、駐車場及び災害時の避難場所として
利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3
年9月1日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は小国
町武石集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタ
ール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が
既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性が
なく、許可できるものであります。

6番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年12月30日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

7番、西野俣の田について、貸資材置場として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は西野俣集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存事業所敷地の近接地で選定したものであるため、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

8番、栖吉町の畑について、通路、駐車場及び庭敷地として利用するために和解による所有権移転をするものです。工期は、令和3年9月1日から令和3年12月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

9番、大曲戸新田の畑について、住宅及び農業用倉庫建築敷地として利用するために貸借権の設定をするものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

10番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は鳥越集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

11番、堺町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は堺町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

12番、中野東の畑について、住宅及びカーポート建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年1月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきまして、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第30号 農地法第5条の許可申請について許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第31号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第31号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは5件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次の利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊「農用地利用集積計画」を1冊配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転はありませんでした。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは52件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が51件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは50件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が49件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いいたします。

以上、計107件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第5号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第5号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を17ページに、5条の届出について19件を18ページから21ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を22ページに、18条合意解約について8件を23ページ、24ページに、利用権解約について5件を25ページに、中間管理権の解約について2件を26ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第15回総会を閉会します。

閉 会 (午後2時16分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年8月30日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">15人</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td></td> <td></td> <td>吉川勇 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>中村正行 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15人			議事録署名委員	欠席委員	人	9人			吉川勇 委員		計	24人			中村正行 委員
出席委員	人	15人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	9人			吉川勇 委員																		
	計	24人			中村正行 委員																		